

令和 8年 3月 3日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第8号

佐用町財産区管理会設置条例

佐用町財産区管理会設置条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町条例第8号

佐用町財産区管理会設置条例

(目的)

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の2第1項、第296条の3第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、佐用町財産区管理会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置及び組織)

第2条 次の号に掲げる財産区（以下「財産区」という。）に、財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

(1) 佐用町石井財産区

(2) 佐用町久崎財産区

2 管理会はそれぞれ7人以内の管理会委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 各管理会にそれぞれ役員を置く。

(委員の選任及び任期)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者は、委員となる資格（以下「資格」という。）を有する。

(1) 財産区の区域内に3月以上住所を有する者

(2) 佐用町議会議員の被選挙権を有する者（以下「被選挙権を有する者」という。）

(3) 前条第3項に規定する役員である者

2 委員は、資格を有する者の中から各管理会が選出し、町長が佐用町議会の同意を得て選任する。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、欠員によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職及び資格の決定)

第4条 委員が前条第1項の資格を喪失したときは、その職を失う。

2 委員が資格を有する者であるかどうかは、各管理会がこれを決定する。この場合においては、出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

3 前項の場合においては、委員は、第8条第2項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

(会長、副会長)

第5条 管理会は、委員の中から会長を互選により選出することとする。

2 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表する。

3 会長は委員の中から副会長1人を指名する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理す

る。

(報酬及び費用弁償)

第6条 役員等の報酬及び費用弁償は、佐用町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年佐用町条例第37号）により支給する。

(招集)

第7条 管理会は、会長が招集する。

2 委員から管理会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第8条 管理会は、4人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 管理会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 管理会には委員以外の役員の参加を求めることができ、役員は必要な発言をすることができる。

(管理会の同意を要する事項)

第9条 財産区の財産又は営造物の管理及び処分又は廃止で管理会の同意を要するものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 財産又は営造物の全部の処分
- (2) 財産の価値又は営造物の利用価値を減少する処分
- (3) 財産又は営造物について、その形態又は機能を変更する処分
- (4) 財産又は営造物の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は使用関係の変更
- (5) 植林、伐採及び間伐等重要な管理行為に関する事。
- (6) 財産又は営造物の管理計画を定め又は変更すること。
- (7) 使用料、加入金、分担金、又は現品に関する事。
- (8) 売買契約、供給契約又は請負契約を締結すること。
- (9) 毎年度の財産区の収入及び支出並びに決算に関する事。
- (10) この条例の改廃に関する事。

(準用規定)

第10条 第3条第3項、第4条第1項及び第6条の規定は役員について準用する。

(運営に関し必要な事項)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。ただし、管理会の運営に関し必要な事項は、会長が管理会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は令和8年4月1日から施行する。

(佐用町石井財産区管理条例及び佐用町久崎財産区議会設置条例の廃止)

第2条 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐用町石井財産区管理条例（平成27年条例第34号）
- (2) 佐用町久崎財産区議会設置条例（平成27年条例第35号）
（佐用町特別会計条例の一部改正）

第3条 佐用町特別会計条例（平成17年佐用町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (8) 佐用町久崎財産区特別会計
（佐用町石井財産区の委員及び役員の任期の特例）

第4条 この条例の施行の際現に佐用町石井財産区管理委員会委員である者については、当該委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和10年5月26日までとする。

（佐用町久崎財産区の委員及び役員の任期の特例）

第5条 この条例の施行後、最初に選任された佐用町久崎財産区管理委員会委員及び佐用町久崎財産区役員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和9年1月25日までとする。

（準備行為）

第6条 財産区管理委員の選任に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。